

平成 3 0 年 第 5 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 3 0 年 5 月 7 日提出

日 時 平成 3 0 年 5 月 7 日 (月)

午前 9 時

場 所 三種町役場第 1 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 9 号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第 3 0 号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第 4 号 登録の移替えをした者について（選挙時）
 - 報告第 5 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 6 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 3 1 号 選挙運動費用の支出制限額について
 - 議案第 3 2 号 委員長専決事件の指定について
- 4 その他

議案第 29 号

選挙人名簿に登録することについて（選挙時）

公職選挙法第 22 条第 3 項の規定により、別紙の者を平成 30 年 5 月 7 日付けで選挙人名簿に登録する。

平成 30 年 5 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

- 1 新有権者 平成 30 年 5 月 13 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 12 年 3 月 3 日から平成 12 年 5 月 14 日まで
男 8 人 女 11 人 小計 19 人
- 2 転入登録 平成 30 年 2 月 7 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：平成 30 年 1 月 2 日から平成 30 年 2 月 7 日まで
男 14 人 女 16 人 小計 30 人
- 3 登録者総数 男 22 人 女 27 人 合計 49 人

議案第 30 号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 30 年 5 月 7 日付けで選挙人名簿から抹消する。

平成 30 年 5 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 5 月 2 日まで |
| | | 男 26 人 女 26 人 小計 52 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 平成 30 年 1 月 6 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 6 日まで |
| | | 男 9 人 女 21 人 小計 30 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 35 人 女 47 人 合計 82 人 |

報告第4号

登録の移替えをした者について（選挙時）

平成30年5月7日付けの選挙時登録における登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成30年5月7日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

平成30年3月1日から平成30年4月19日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	6人	女	16人	合計	22人
---	----	---	-----	----	-----

報告第 5 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の
総数の 5 0 分の 1 の数は 3 0 6 である。

平成 3 0 年 5 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第6号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,086である。

平成30年5月7日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

参 考

第76条第1項 議会の解散請求

第80条第1項 議員の解職請求

第81条第1項 長の解職請求

地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

議案第 31 号

選挙運動費用の支出制限額について

公職選挙法第 194 条及び同法施行令第 127 条の規定により、平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定める。

平成 30 年 5 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 三種町長選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	人 数 割 額 (B)	固 定 額 (C)	法定制限額 (A) × (B) + (C)
15,258 人	110 円	1,300,000 円	2,978,400 円

2 三種町議会議員一般選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	議員定数 (B)	人数割額 (C)	固定額 (D)	法定制限額 (A) ÷ (B) × (C) + (D)
15,258 人	16 人	1,120 円	900,000 円	1,968,100 円

※百円未満切上げ

議案第 32 号

委員長専決事件の指定について

三種町選挙管理委員会規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

平成 30 年 5 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

委員長専決指定事項

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

【今後の日程について】

5月 8日（火） 三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙 告示日
氏名揭示くじ 午後5時30分（第1会議室）

9日（水）～12日（土） 期日前投票・不在者投票

9日（水） 選挙公報発送（郵送）

10日（木） 開票立会人届出期限・くじ
届出期限 午後5時
くじ 午後5時30分（第1会議室）

12日（土） 第6回選挙管理委員会（抹消登録）
午前10時 第1会議室

13日（日） 三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙
投・開票日
投票 午前7時～午後6時
開票 午後7時開始 三種町八竜体育館
※委員長は午前8時30分、委員の方は午後1時より従事。

28日（月） 選挙運動費用収支報告書提出期限
（選挙期日から15日以内）

6月1日（金） 第7回選挙管理委員会（第1会議室）
（定時登録）